

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会

第2回

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事録

令和3年10月6日
10:00～12:10
千葉労働局1階会議室

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 令和3年10月6日(水) 10:00 ~ 12:10

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

下田委員、大竹委員、大澤委員

労働者側委員

野田委員、山本委員、外委員

使用者側委員

渡部委員、利光委員、君塚委員

4 議題

(1) 特定最低賃金額の改正審議について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

○ 下田部会長

ただ今から、第2回電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会を開催いたします。本専門部会は、運営規程第6条ただし書により「率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当しますので非公開といたします。

事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

○ 北川賃金室長補佐

本日は公労使すべての委員に御出席いただいておりますので、本専門部会は有効に成立しております。

○ 下田部会長

それでは審議に入ります。前回、労使それぞれから具体的な金額を御提示いただきましたが、意見の一致には至りませんでした。本日は、前回に引き続き、労使それぞれ別室にて御協議いただき、公益委員が意見調整させていただくということによろしいでしょうか。

○ 渡部委員

別室に移る前に、一言申し上げたいと思います。第1回目は物別れで終わりましたが、労働者側が主張される28円、我々が主張する27円、これについて使用者側の意見を申し上げたいと思います。端的にはっきりと申し上げますと、我々が27円まで譲ったにもかかわらず、労働者側が28円に固執することに対し、大いなる憤りを持っております。到底応諾できる金額ではないことを、先ずは申し上げたいと思います。その理由として、使用者側配付資料を御覧いただきたいと思います。平成29年までは埼玉県より3円下回っていました。その状況をかんがみ、少しずつ差を縮めていこうということで労使話し合い、納得し、平成30年は埼玉県より1円高い賃上げとすることを我々も了承しました。そして令和元年、どうにか埼玉に追い付きたいという労働者側の要求をかんがみて、これも我々が労働者側の要求をのみ、埼玉より2円高い賃上げをしました。埼玉に並ぶことができました。去年は、コロナ禍で、県最賃は2円という大変低い金額でのやっとの決着でしたが、電気の金額は県最賃に1円上乘せして3円としました。これも、埼玉が先に3円で回答が出た、やっと埼玉に並んだ金額をここでまた劣るのは嫌だという労働者側の意見に納得し、県最賃に1円上乘せする3円で、埼玉となんとか並ぼうという要求を我々のみ3円といたしました。このように、我々はずっと皆さんの要求を受け入れてきており、一步譲ったらどんどん入り込んでくるというような印象を今年は受けております。今年も更に、使用者側に歩み寄りをすることなく28円と、埼玉に1円上乘せして、一気に埼玉を抜き去ろうとするところが理解できません。もし今年、28円引き上げると、過去5年間の引上合計額は、埼玉が92円であるのに対し千葉が95円となり、3円も埼玉を上回ることになります。今年、我々が主張する27円で引き上げたとしても、5年合計では、千葉は埼玉より2円上回る賃上げをしていることになります。また、埼玉県は今年956円。千葉は953円になります。県最賃が3円も開いているところで、電気は、追いつこう、やっと追いついたところで、一気に抜き去ろうということは、どうしても納得できることではありません。これまで労使の立場を考えながら、私たちは、極力労働者側の

意見を取り入れてまいりました。今年も、是非、是非、良識ある結論をいただけますようお願いしております。

○ 下田部会長

ありがとうございます。

労働者側は何かございますか。

○ 野田委員

公益の先生方には前回お伝えしたのですが、渡部委員がおっしゃることも重々承知はしておりますが、過去の歴史をみていきますと、渡部委員の表では期間が短いと考えております。労働者側の資料をみていただきたいのですが、そもそも、過去、千葉が埼玉を3円上回っている歴史がありました。それが1年1円みたいな感じでどんどん開いていって、ここ最近のマイナス3円に至る。そういうところを、ここ数年、使用者側の皆さんにも訴えさせていただいて、公益の先生方にも御理解、御協力をいただいて、1年1円でようやく埼玉に並べたというのが、ここ5～6年の実態です。諸先輩方の過去の歴史を紐解きますと、千葉の電気の方が埼玉を、2円、3円上回った状態で維持してきたという歴史と使用者側の認識に乖離があったので労働者側としてはこだわっております。また、人が、東京、埼玉に多く流れていくという悪循環がありましたので、これを断ち切る意味でも、たかが1円ですがこだわって取り組んできたというところがありますので、その点について申し伝えさせていただきます。

それから、他県の審議状況を紹介いただけないでしょうか。

○ 城労働基準部長

本日まで結審したものが5件ございます。北海道がプラス29円、青森が26円、埼玉が27円、大阪が28円、兵庫が28円でございます。

○ 野田委員

ありがとうございます。

○ 下田部会長

確認ですが、労働者側の主張は28円、使用者側の主張は27円。1週間経ちましたけれども、そのお考えに変わりはないということによろしいですか。

○ 労使委員から「はい」の声

○ 下田部会長

そうすると、まだ1円の開きがありますので、今日も審議しなければなりません。今日は最終回ですので、願わくば全会一致を希望していますが、皆さんの納得いくかたちで決めることができたらと思います。御協力いただければと思います。それでは、それぞれ別室にて協議をお願いします。労使それぞれから改めて御意見をいただきましたので、これを受けてお話しいただき、協議が整いましたらお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

< 労使別室にて協議、公益委員が労使別に折衝実施 >

< 労使別室から会議室へ集合 >

○ 下田部会長

それでは再開いたします。

本日は、労使それぞれに別室にて協議いただき、公益委員が調整を行いました。調整の経過について若干説明いたします。労働者側からは28円との主張をいただきました。根拠として、地賃との差、あるいは過去15年の埼玉との経緯、地賃にのみ込まれる心配、経済状況、業界を巡る経済状況は必ずしも悪くない、実質賃金との一定のかい離がみられるなどを挙げていただきました。使用者側からは、ここ数年の話し合いにおける色々な経緯、埼玉とのここ数年の関係性といったようなことを指摘いただきました。最終的に議論の決め手となったのが、来年度の改正の必要性であったように思えました。産業別最賃の重要性を再確認したところです。来年については、ここで約束することはできませんけれども、なんといいいますか文化という言葉が出ましたけれども、労働者側と使用者側がお互いに歩み寄りながら話し合いができる、雰囲気があるという状況にあるというのは、審議会の非常に重要な意味だと思っておりますので、そういう意味では、皆さんの御協力を得て、上手く話し合いができていないかと思っておりますし、これが来年いきなりぶっ壊れるというのは考えにくいので、メンバーは変わるかもしれませんが、この状況を維持して来年の審議につなげていきたいというような強い思

いを抱いております。最終的に公益委員としては、使用者側に沿った27円ということで考えさせていただいて、労働者側にお願いしました。先ほど、野田委員から色々調整していただいたことに敬意を表したいということもいただきましたので、その上で27円ということで御理解いただいたということでございます。あくまでも来年度の問題でございますけれども、渡部委員のお話によれば、地賃との差を考えるといきなりのみ込まれるというような乱暴な議論にはならないだろうということもおっしゃっていただきましたので、申送事項といいますが、来年はこの中の誰が残っているか分かりませんが、来年も引き続き産業別の審議ができるような土壌を、一つのかたちとして残したいなと思います。

御了解いただきました27円プラスで公益案を提案したいと思います。現行の954円を27円引き上げ、時間額981円。発効日は令和3年12月25日。この案で御賛同賜りたいと存じますが、御承諾いただけますでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 下田部会長
ありがとうございました。

○ 渡部委員

公益の先生方には、労使の調整に御努力いただき、大変有難く思います。ありがとうございました。また、労働者側の皆様にも、歩み寄っていただいて、良識的な判断をしていただいたことに対して御礼申し上げます。のみ込む議論をした時も、その後も我々は胸襟を開いて皆様と再度お話しして、元に戻したという経緯もあります。今後とも、十分な労使協調を持ちながら、話し合いをもって、改めるべきは改める、改めないべきは改めないかもしれませんが、そういう姿勢で労使やっていきたいと思います。今後とも、労使うまくいくことを願って、よろしくお愿いしたいと思います。今回は、誠にありがとうございました。

○ 下田部会長
労使委員の皆様の御理解、御協力により、全会一致で結審することができました。本当にありがとうございました。

○ 労使委員から「ありがとうございました」の声

- 下田部会長
早速、本日の結審の状況を千葉地方最低賃金審議会会長に報告するとともに、あらかじめ御承認いただいております最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、労働局長に答申したいと思います。事務局は、専門部会報告案を用意してください。

< 専門部会報告書案を各委員に配布 >

- 下田部会長
ただ今お配りした報告書案の内容についてお諮りします。確認のため、事務局より朗読願います。

- 北川賃金室長補佐

< 報告書案の朗読 >

- 下田部会長
専門部会報告書案について、御承認いただけますでしょうか。

- 一同「異議なし」の声

- 下田部会長
報告書案について御承認いただきましたので、本案のとおり審議会会長に報告します。続いて、事務局は、答申文案を用意してください。

< 答申文案を各委員に配付 >

- 下田部会長
ただ今お配りした答申文案の内容についてお諮りします。確認のため、事務局より朗読願います。

- 植村賃金指導官

< 答申文案の朗読 >

- 下田部会長

このとおり労働局長に答申することについて、御承認いただけますでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 下田部会長

答申文案について御承認いただきましたので、早速、答申します。

< 下田部会長から城労働基準部長に答申文を手交 >

○ 城労働基準部長

ただ今、答申をいただきました。労使の委員の皆様におかれましては、大変困難な中、真摯に御審議いただき、ありがとうございました。また、公益の先生方には、調整に御尽力いただきましたことに感謝申し上げたいと思います。今後につきましては、当労働局にて周知に力を入れてまいりたいと思っておりますので、引き続きの皆様方の御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は、本当にありがとうございました。

○ 下田部会長

事務局は今後の日程について説明願います。

○ 庄司賃金室長

ただ今答申をいただきましたので、最低賃金法第 15 条に基づき、答申要旨を本日公示し、10 月 21 日（木）まで異議申出を受けることとなります。異議があった場合には、本審議会を 11 月 8 日（月）に開催することとなります。

○ 下田部会長

2 日間にわたり審議いただきました。なるべく丁寧な議論をと思っておりましたが、私の進め方に不手際が多かったか、ずいぶん時間がかかってしまい申し訳ございません。しかし、おかげさまで、労働者側、使用者側の御協力、御理解をいただき、全会一致をいただいたことは、本当にうれしく思います。

最後に何かおっしゃりたいことはございますか。

○ 一同「特になし」の声

○ 下田部会長

結審に向けて御協力をいただいたことに感謝申し上げます。これをもって閉会とします。